

第 70 回 須坂市都市計画審議会 議事録

1 日時

2023 年 8 月 8 日（火）午前 10 時から 11 時 30 分まで

2 場所

須坂市役所東庁舎 3 階第 4 委員会室

3 出席者（34 名）

（1）委員（17 名）

土本委員（信州大学教授）、神津委員（長野電鉄㈱常務取締役）、
神林委員（須坂市農業委員会会長）、太田委員（須坂商工会議所副会頭）、
丸山委員（ながの農業協同組合須高地区筆頭理事）、浅井委員（須坂市議会議員）、
山崎委員（須坂市議会委員）、堀内委員（須坂市議会議員）、
水越委員（須坂市議会議員）、岩田委員（須坂市議会議員）、
野々口委員（須坂建設事務所長）、金子委員（長野建設事務所建築課長）、
羽毛田委員（代理：須坂警察署交通課上倉係長）、中澤委員（須坂工業振興会会長）、
長張委員（須坂青年会議所理事長）、竹前委員（須坂市区長会副会長）、
山下委員（須坂市教育委員会教育委員）

（2）顧問（1 名）

堀内顧問（長野県議会議員）

（3）幹事（11 名）

中島幹事（総務部長）、牧幹事（健康福祉部長）、荒井幹事（市民環境部長）、
滝澤幹事（代理：文化スポーツ課寺沢課長補佐）、滝澤幹事（まちづくり推進部長）、
勝山幹事（水道局長）、手塚幹事（代理：山岸消防次長）、山岸幹事（教育次長）、
中山幹事（道路河川課長）、佐藤幹事（まちづくり課長）鈴木幹事（上下水道課長）

（4）書記（5 名）

岸本書記（道路河川課課長補佐兼企画係長）
山崎書記（道路河川課課長補佐兼市道街路係長）
神林書記（まちづくり課課長補佐兼都市計画係長）
千葉書記（まちづくり課課長補佐兼公園緑地係長）
佐々木書記（まちづくり課都市計画係主事）

4 欠席者（5 名）

（1）委員（2 名）

芋川委員（小布施町役場建設水道課長）、竹前委員（須坂市連合婦人会会長）

（2）顧問（1 名）

小林顧問（長野県議会議員）

（3）幹事（2 名）

田中幹事（産業振興部長）、村石幹事（まちづくり課まち整備担当課長兼まち整備係長）

5 傍聴者数

0名

6 報道機関等

1社

7 配布資料

- (1) 第70回 須坂市都市計画審議会 次第
- (2) 第70回 須坂市都市計画審議会 議案
- (3) 参考資料 都市計画道路見直し方針ほか
- (4) 資料1 須坂市立地適正化計画について
- (5) 委員等名簿
- (6) 座席表
- (7) 須坂市都市計画の概要
- (8) 須坂都市計画図 A3版

8 会議の状況

- (1) 開会（神林書記）
- (2) 市長あいさつ（三木市長）
- (3) 委員・顧問の紹介（神林書記）
- (4) 会長・副会長の選出（神林書記）
- (5) 議事（議長：土本会長）
 - ・議案第1号： 須坂都市計画 都市計画道路の変更（長野県決定）について
 - ・議案第2号： 須坂都市計画 都市計画道路の変更（須坂市決定）について
 - ・議案第3号： 須坂都市計画 用途地域の変更（須坂市決定）について
 - ・議案第4号： 須坂都市計画 伝統的建造物群保存地区の決定（須坂市決定）について→ 議案に基づき、滝澤幹事、佐藤幹事から説明
《意見・質疑応答》

- ① 委員： 変更理由書について、須坂市都市計画道路の総延長は合計約 48 km、その内、整備済延長が約 23 kmであって、令和4年度末時点での整備率は約 49%にとどまっていると、半分もいっていないような説明だが、100%になるまで完成のめどが分かったら教えていただきたい。

また、都市計画道路変更、これは地元の皆さんの意見が大変重要だと思いますが、地元説明会を行った際にどのような意見が出されたのか。

→事務局： 昭和15年に当初の路線が決定されて、以降、全体の経済状況やバランスを考えて整備をしているところである。

また、説明会においては、道路に関して、「なくしても問題がない」や「良い

方向である」といった意見が主であり、要望として、現道の交通安全対策や除雪対応の要望等をいただいている。

② 委員：議案第1号及び2号に関して、この路線には、重伝建で言えば大変重要な寿泉院や浮世小路といった大変素晴らしい景観があるので、そういった意味でも、廃止をした方が良いかと思う。

③ 委員：今回の決定に伴い、市の中心部の計画道路が不連続で分断されるような形になっていると思うが、これに関して問題はないのか。今後、これらをつなぐような計画があるのか。

→事務局：今回、廃止をする都市計画道路については、廃止後の路線において必要な交通量推計を行い、そのほかの路線で十分対応できることを確認しているので、別の路線を新たに決定するということは考えていない。都市計画道路だけ見ると不連続に見えてしまうが、例えば国道や既存の市道等もあるので、それらによって交通量は十分流せるということである。

④ 委員：伝統的建造物群保存地区に指定されると、建物に規制等があると思うが、概要を説明してほしい。

また、伝統的建造物群保存地区外であるが、都市計画道路が廃止された後の太子町部分の市道や、須坂東高校のグラウンドから東側の道路について、整備をどう進めていくのか。

→事務局：重伝建地区に選定された後の規制等について一定の佇まい、また景観、風致を統一的に保つために、一定の基準を設けていく予定である。大まかには、現状の歴史的な建造物の佇まいを維持するための基準ということで、白い漆喰の壁や瓦葺きの屋根といった、現状の基準をイメージした制限、規制ということでイメージしていただければと思う。

太子町の道路については、都市計画道路ではなくなっても、整備は出来るので、住民の皆様の意見を聞きながら、必要に応じて整備を進めていく。

山田線については、当時、郷原土地区画整理組合で土地区画整理を行った中に道路が空いているが、これについては、その前後に現道がないため、あくまでも団地内道路の一部という扱いになる。

●議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号について、原案のとおり同意し、市長に答申することに決した。

(6) 報告事項

須坂市立地適正化計画について

→資料1に基づき、佐藤幹事より説明

《意見・質疑応答》

ア 委員：市独自の新複合交流拠点とは、具体的に説明いただきたい。

→事務局：都市再生特別措置法に基づき定める居住誘導区域や都市機能誘導区域以外の拠点

や区域を定める場合には、それぞれの自治体独自で定めるということに基づき、須坂市では、I.C. 周辺地区を須坂市独自の拠点ということで定めていきたいと考えている。こちらについては、須坂市都市計画マスタープランに定める「新複合交流拠点」を活用しており、中心市街地、「都市交流拠点」と連携をするような取組をしていくという位置づけをしている。

イ 委員： 居住に適さない地域にも今後空き家が増えてくると思うが、そういった空き家に対しては、所有している方にどういう説明をして、どのように対応していくのか。

→事務局： 今後増える空き家については、空き家の状況等や所有者の皆様の考え方を尊重しながら、須坂市としてもしっかりと取り組んでいかなければならないと考えている。

(7) その他（神林書記）

(8) 閉会（神林書記）